

十 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）

改正案	現行
<p>（適格機関投資家を除くための要件等） 第四条の二（略） 2～4（略）</p> <p>5 譲渡適格機関投資家は、第二項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、あらかじめ、譲受適格機関投資家に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は譲渡適格機関投資家の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>6 前項の規定による承諾を得た譲渡適格機関投資家は、譲受適格機関投資家から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該譲受適格機関投資家に対し、転売制限情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。</p> <p>7・8（略）</p>	<p>（適格機関投資家を除くための要件等） 第四条の二（略） 2～4（略）</p> <p>5 譲渡適格機関投資家は、第二項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、あらかじめ、譲受適格機関投資家に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>6 前項の規定による承諾を得た譲渡適格機関投資家は、譲受適格機関投資家から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該譲受適格機関投資家に対し、転売制限情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。</p> <p>7・8（略）</p>